

# 人リスク 経営者の公的保障・企業保障



経営者は、その責任の重さに反して、公的保障等は十分ではありません。従って、公的保障等では不足する分を、企業自身が保障を付加することがベターです。

	公的保障(社会保障)					企業保障		共済制度			財形制度
	健康保険	厚生年金	雇用保険	労災保険	介護保険	団体定期	企業年金	小規模	中退金	特退共	
経営者	○	○	×	×	○	○	×	○	×	×	×
従業員	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○

[注]労災保険は、一定の基準を満たしている場合、特別加入により経営者も加入でき、企業年金は、一部経営者が加入できるものもあります。

※上記の内容は、2006年1月現在の公的年金制度に基づいて概要を記載しています。今後の法改正等に変更となる場合がございますので、ご注意ください。  
 なお、公的年金制度の詳細は、最寄の社会保険事務所・市町村役場等にご確認ください。